

病院だより

市民病院管理課
☎43-2511(代表)

「せきエチケット」

せきエチケットは最低限のマナー

最近、インフルエンザが流行していますが、せきエチケットを徹底して、感染を防ぎましょう。

「せきエチケット」とは、インフルエンザなど、せきやくしゃみでうつる感染症の拡大を防ぐため、厚生労働省が昨年度から提唱している言葉です。今年度は、「あ、その咳、そのくしゃみ、咳エチケットしてますか？」が標語として掲げられています。

この「せきエチケット」という言葉は、平成19年に米国疾病対策センターが提唱した言葉ですが、日本でも、大正時代と同じ内容の働きかけが行われていました。せきエチケットは、風邪をひいたときの最低限のマナーです。

マスクを着用しましょう

マスクの着用は、新型インフルエンザ対策にも有効だといわれています。

しかし、マスクをしているからといって、確実に感染を防止できるわけではありません。感染予防には、ワクチン接種と帰宅した時の手洗いやうがい

など、基本的な衛生習慣が大切です。

市民病院では、せきをしている患者さんのもとより、職員にもマスクの着用を促しています。また、職員がインフルエンザの媒介者にならないよう、職員にはワクチン接種を実施しています。さらに、院内感染予防のため、職員がマスクを着用することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

せきエチケット

- せき・くしゃみが出たら、ほかの人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、ほかの人から1m以上離れましょう。
- 鼻水・たんなどを含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨てましょう。
- せきをしている人はマスクを着用しましょう。



Let's Enjoy EcoLife

2月は「省エネルギー月間」

環境政策課環境企画係 ☎44-3135

『eマイスター』による 家電の省エネ診断

県地球温暖化防止センター（以下、センター）が実施している2つの省エネ診断を利用して、暮らしの省エネを二歩進めてみませんか。

「eマイスター」とは、センターの養成講座を修了し、認定・登録された、主にまちの家電商の方で、家電製品の省エネになる使い方や省エネ製品への買い替えによるメリットなど、それぞれの家庭の事情に合わせてアドバイス・提案するエキスパートです。

『住まいる匠』による 住宅の省エネ診断

「住まいる匠」とは、センターの養成講座を修了し、認定・登録された、主に建築士の方で、「冷暖房の効きが悪い」「結露がひどい」などの住宅に関する様々な悩みに答え、省エネで快適な住まいづくりを提案するエキスパートです。

現在、県内に51人の匠が登録されており、このうち、2人の匠が市内で活動しています。

「家電の省エネ診断」・「住宅の省エネ診断」 希望者募集

費用 無料（診断は各1回限り）

所用時間 1時間程度

申込方法 電話または、Eメールでセンターに連絡するか、FAX、郵送で申込書をセンターに送付してください。申込書は、センターや市役所2階環境政策課で配布しています。

☎④県地球温暖化防止活動推進センター

☎054-271-8806 FAX 054-254-7052

✉ info@sccca.net http://sccca.net



防災防犯安全

ひとくちメモ

同報無線による注意喚起を
行っています

●振り込め詐欺などの被害が増大

振り込め詐欺などのだましの手口は、日々巧妙化しています。

不審な電話は、特定の地域に対して、一度に数多く掛かってくる。被害を未然に防ぐために、不審電話の情報、市や警察署に多数寄せられた場合、同報無線による注意喚起を行っています。

《詐欺の手口》

▽オレオレ詐欺…子や孫、親族などを装い、会社でのトラブルや横領の補てん金などを名目に、現金をだまし取る手口。

▽還付金詐欺…市や税務署などの職員を装い、税金を還付するなどを理由にATM（現金自動預け払い機）を操作させ、現金をだまし取る手口。



防犯安全まめ知識

不審者情報をお知らせしています

- ▽市ホームページ (<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)…市内で発生した不審者情報の一覧を掲載しています。
- ▽メール配信サービス「メローねっと」…最新の不審者情報をメールでお知らせします（詳しくは、本紙平成20年10月1日号または、市ホームページをご覧ください）。

▽架空請求詐欺…架空の事実を口実として文書などを送付し、金品を要求し、だまし取る手口。

▽融資保証金詐欺…実際には融資をしなにもかわらず、融資する旨の文書などを送付し、申込者に対して、保証金を名目に金品をだまし取る手口。

●不審者情報が多数寄せられています
不審者に関する情報は、年々増加傾向にあります。

平成18年度は33件、平成19年度は50件、今年度は、12月末までに41件の情報が寄せられています。

緊急性や犯罪性が高いケースについては、同報無線による注意喚起を行っています。



◎地域振興課交通防犯係

☎44-3125

市政Q&A

市政に関する疑問・質問にお答えします。

Q? 広報紙（広報ふくろい）は、どこでもらえますか。

A! 広報ふくろいは、自治会を通して、各世帯に配布しています。なお、自治会に加入されていない場合は、自治会からの配布はありません。お手数ですが、次の施設で配布していますので、お受け取りください。

《広報紙配布施設》

- ・市役所1階市民ホール
- ・支所1階市民サービス課
- ・公民館や月見の里学遊館
- ・など市内の公共施設

☎44-3104

Q? ごみを庭などで燃やす人がいて困っているのですが、燃やしてもいいのですか。

A! 廃棄物の野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一部の例外を除き、禁止されています。

農林業者が作業に伴ってやむを得ないものとして行う焼却行為（コム、合成樹脂または、油を含まないものに限る）や河川管理のために伐採した草木の焼却「ごんと焼き」など地域の風習によるもの、日常生活を営む上で行われるたき火やキャンプファイヤーなどの軽微な焼却は、例外として焼却が認められています。が、周辺の環境に支障を与え、苦情などが寄せられた場合は、野焼きを中止していただくことがあります。

市では、焼却に関する苦情を受けた場合、職員が実際に現地に出掛け、状況により、焼却の中止や廃棄物の適正な処理方法についての指導を行っています。

▼環境政策課環境衛生係

☎44-3115

野焼きはやめよう

